

飲食店経営者の皆さんへ

令和元年10月1日 から 小規模な飲食店にも 消火器具の設置が義務化されました!



義務化の背景は・・・糸魚川の大規模火災!

平成28年12月22日10時20分頃に中華料理店から出火し、地域特性や飛び火が重なって同時多発火災となった新潟県糸魚川市の大規模火災。この火災の原因は「こんろの消し忘れ」でしたが、延べ面積150㎡未満の小規模飲食店であったため、消防法による消火器の義務設置はありませんでした。



これを踏まえ…

令和元年10月1日以降、火を使用する設備または器具を設けた飲食店などは、原則として延べ面積に関わらず消火器具の設置が義務付けられました。※

これまで、設置が不要とされていた150㎡未満の飲食店もすべて対象となります。

※ ただし、防火上有効な措置を講じた場合は除かれます。

▼ 改正内容はこちら

→ [消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について](#) (総務省消防庁HP)

▼ 「火を使用する設備又は器具を設けたもの」の取扱い、防火上有効な措置、消火器具の設置方法はこちら

→ [消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について](#) (総務省消防庁HP)

○ 対象は、次の表で(3)項または(16)項イに該当する防火対象物(またはその部分)になります。

<消防法施行令別表第一>

(1)項	イ 劇場、映画館等 □ 公会堂、集会場
(2)項	イ キャバレー等 □ 遊技場等 ハ 風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等
(3)項	イ 待合、料理店等 □ 飲食店
(4)項	物品販売店舗、展示場
(5)項	イ 旅館、ホテル等 □ 寄宿舎、共同住宅等
(6)項	イ 病院、診療所等 □ 社会福祉施設、救護施設等 ハ 老人介護支援センター、児童養護施設等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)項	学校等

(8)項	図書館、博物館等
(9)項	イ 蒸気浴場、熱気浴場 □ イ以外の公衆浴場
(10)項	車両の停車場、船舶や航空機の発着場
(11)項	神社、寺院等
(12)項	イ 工場、作業場 □ 映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)項	イ 自動車車庫、駐車場 □ 飛行機等の格納庫
(14)項	倉庫
(15)項	(1)～(14)以外の事業場
(16)項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途を含むもの □ イ以外の複合用途防火対象物

 対象

○ 設置が義務付けられた消火器具は6カ月ごとに点検し、1年に1回所定の様式で消防署への報告が必要です。

▼ 設置義務のある飲食店とは? 免除の条件、設置方法と点検報告についてはこちら

→ [「あなたのお店に消火器はありますか?」](#) (一般財団法人 日本消防設備安全センターリーフレット)

▼ 点検報告支援パンフレット、消火器点検結果報告様式、消火器点検アプリのダウンロードはこちら

→ [小規模な飲食店における消火器の点検報告の推進について](#) (総務省消防庁HP)

詳しくは、最寄りの消防署・分署・出張所にお問合せ下さい。

石巻消防署 95-7112

南分署 22-2282

西分署 95-4789

河南出張所 72-3192

石巻東消防署 24-0601

河北消防署 62-3119

雄勝出張所 57-2479

桃生出張所 76-2356

北上出張所 67-2042

東松島消防署 82-2147

鳴瀬出張所 88-2119

女川消防署 54-2119

牡鹿出張所 45-3174

消防本部予防課 95-7167